

平成30年度国民健康保険 特別会計の決算状況について

山梨県福祉保健部国保援護課

令和2年2月4日

国民健康保険財政について

(厚生労働省資料)

国保制度改革の概要（運営の在り方の見直し）

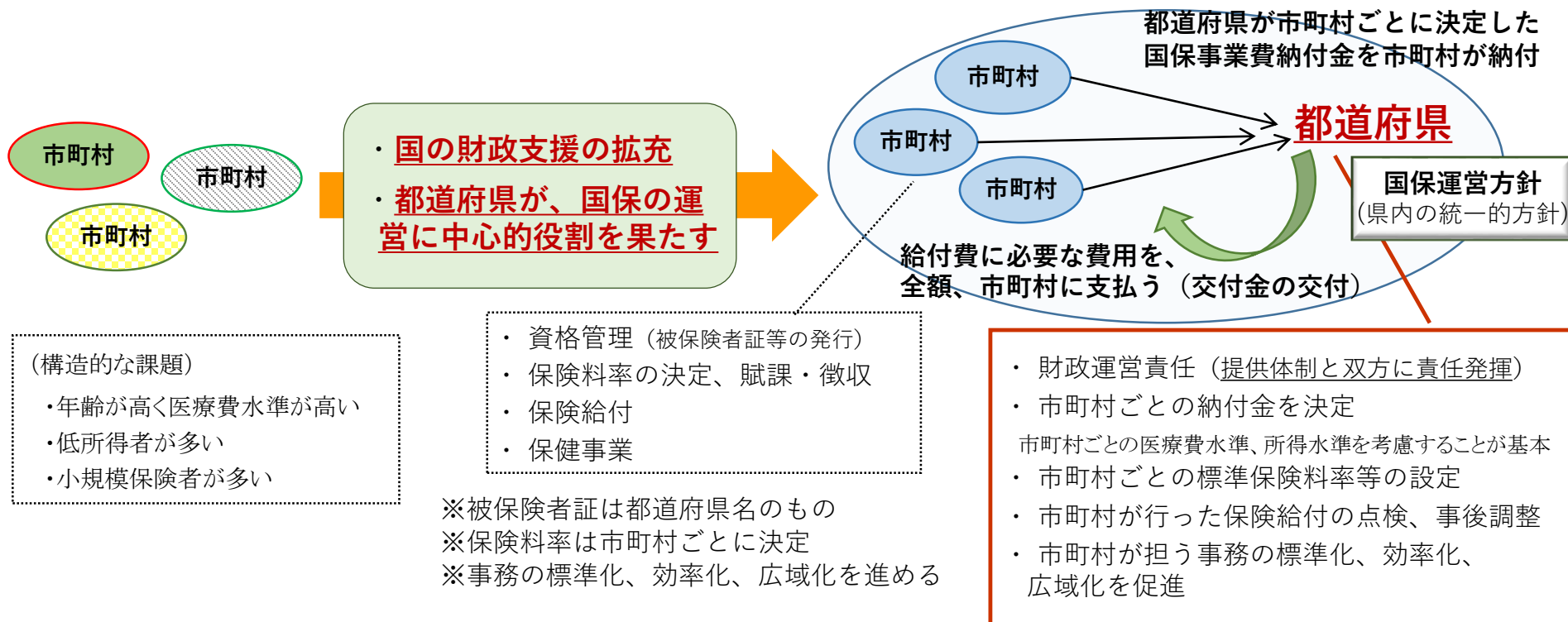
○ **平成30年度から、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割**を担い、制度を安定化

- ・ 給付費に必要な費用は、**全額**、都道府県が市町村に交付
- ・ 将来的な保険料負担の平準化を進めるため、都道府県は、市町村ごとの標準保険料率を提示（標準的な住民負担の見える化）
- ・ 都道府県は、**国保の運営方針を定め**、市町村の事務の効率化・広域化等を推進

○ 市町村は、地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課・徴収、保健事業等、地域におけるきめ細かい事業を引き続き担う

【改革前】 市町村が個別に運営

【改革後】 都道府県が財政運営責任を担う



国保制度改革の概要（都道府県と市町村の役割分担）

改革の方向性

1. 運営の在り方 (総論)

- 都道府県が、当該都道府県内の市町村とともに、国保の運営を担う
- 都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化
- **都道府県が、都道府県内の統一した運営方針としての国保運営方針を示し、市町村が担う事務の効率化、標準化、広域化を推進**

都道府県の主な役割

市町村の主な役割

2. 財政運営

財政運営の責任主体

- ・ 市町村ごとの国保事業費納付金を決定
- ・ 財政安定化基金の設置・運営

- ・ 国保事業費納付金を都道府県に納付

3. 資格管理

国保運営方針に基づき、事務の効率化、標準化、広域化を推進

※4. と5. も同様

- ・ 地域住民と身近な関係の中、資格を管理(**被保険者証等の発行**)

4. 保険料の決定 賦課・徴収

標準的な算定方法等により、市町村ごとの標準保険料率を算定・公表

- ・ **標準保険料率等を参考に保険料率を決定**
- ・ 個々の事情に応じた賦課・徴収

5. 保険給付

- ・ **給付に必要な費用を、全額、市町村に対して支払い**
- ・ 市町村が行った保険給付の点検

- ・ 保険給付の決定
- ・ 個々の事情に応じた窓口負担減免等

6. 保健事業

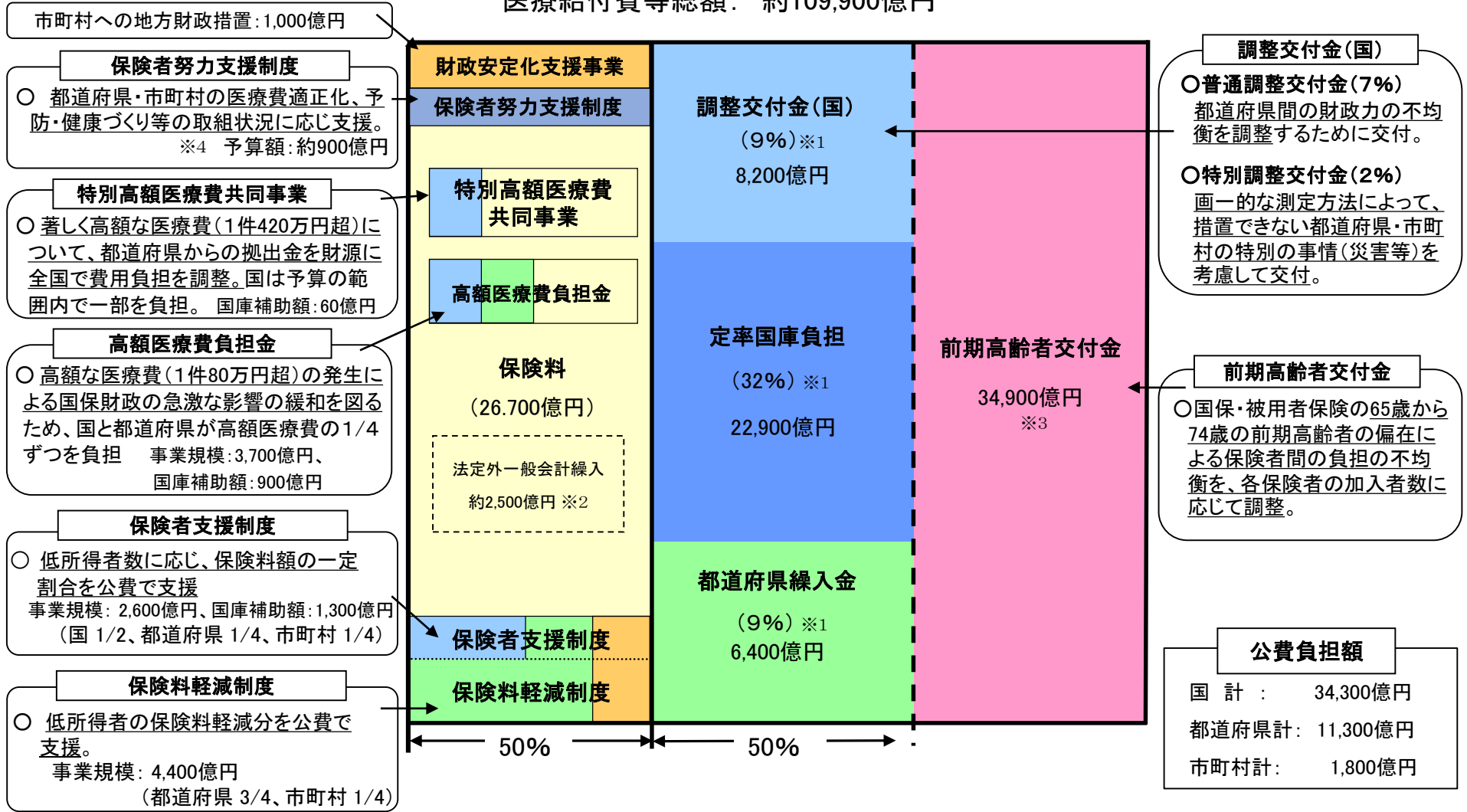
市町村に対し、必要な助言・支援

- ・ **被保険者の特性に応じたきめ細かい保健事業を実施**（データヘルス事業等）

平成31年度の国保財政

(平成31年度予算案ベース)

医療給付費等総額： 約109,900億円



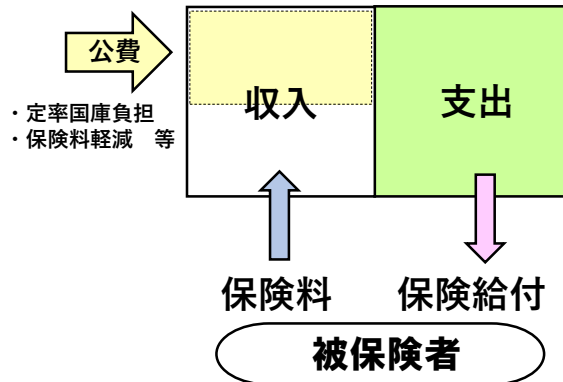
※1 それぞれ保険給付費等の9%、32%、9%の割合を基本とするが、定率国庫負担等のうち一定額について、財政調整機能を強化する観点から国の調整交付金に振りかえる等の法律上の措置がある
 ※2 平成28年度決算(速報値)における決算補填等の目的の一般会計繰入の額
 ※3 退職被保険者を除いて算定した前期高齢者交付金額であり、実際の交付額とは異なる
 ※4 平成31年度は、平成29年度に特例基金に措置した500億円のうち残330億円は取り崩ししない

国民健康保険特別会計の運営

- 都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村ごとの国保事業費納付金の額の決定や、保険給付に必要な費用を、**全額、市町村に対して支払う**（保険給付費等交付金の交付）ことにより、国保財政の「入り」と「出」を管理する。
⇒ **都道府県は、年度ごとに国保特別会計の収支の均衡を図り、市町村の健全な運営に資するようキャッシュフローを確保**
- 市町村は、国保財政を持続的・安定的に運営していくため、**原則として必要な支出は、公費や保険料、都道府県からの保険給付費等交付金で賄うことにより、年度ごとに国保特別会計の収支の均衡を図り、財政運営の健全化を図る。**
- 予期せず発生した収支差に対しては、都道府県に設置した**財政安定化基金**を活用。

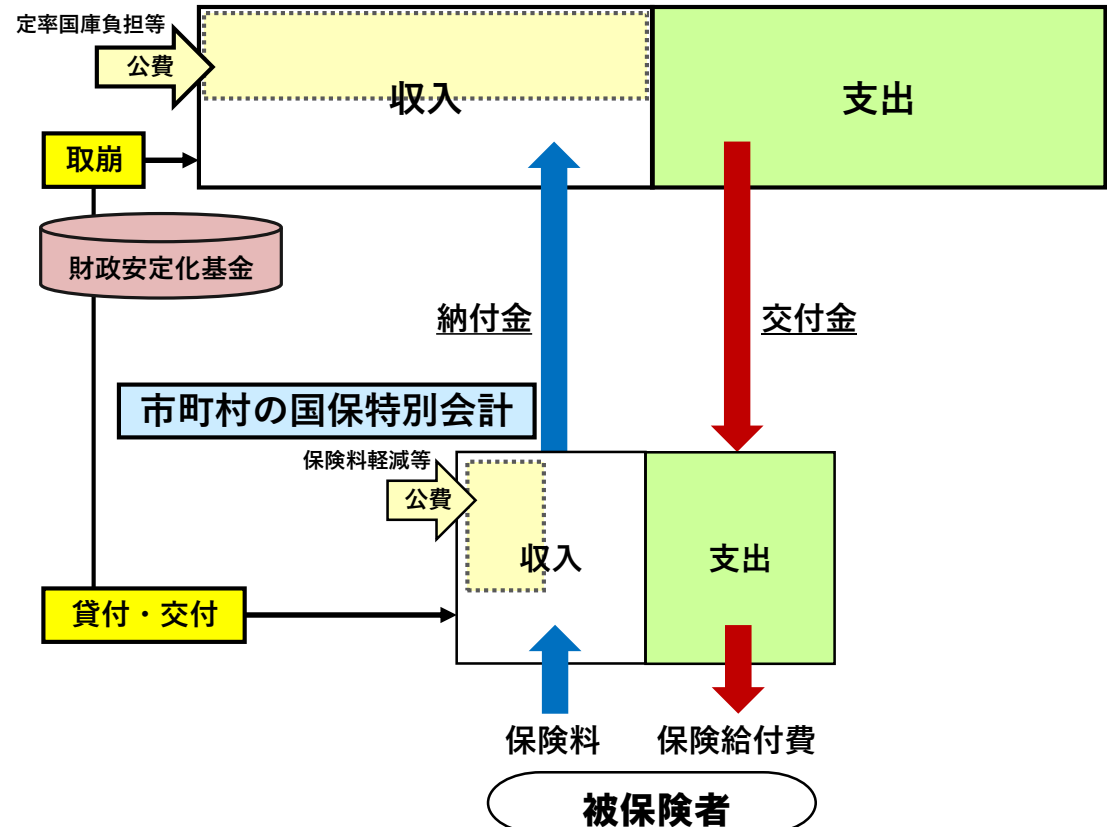
改革前

市町村の国保特別会計



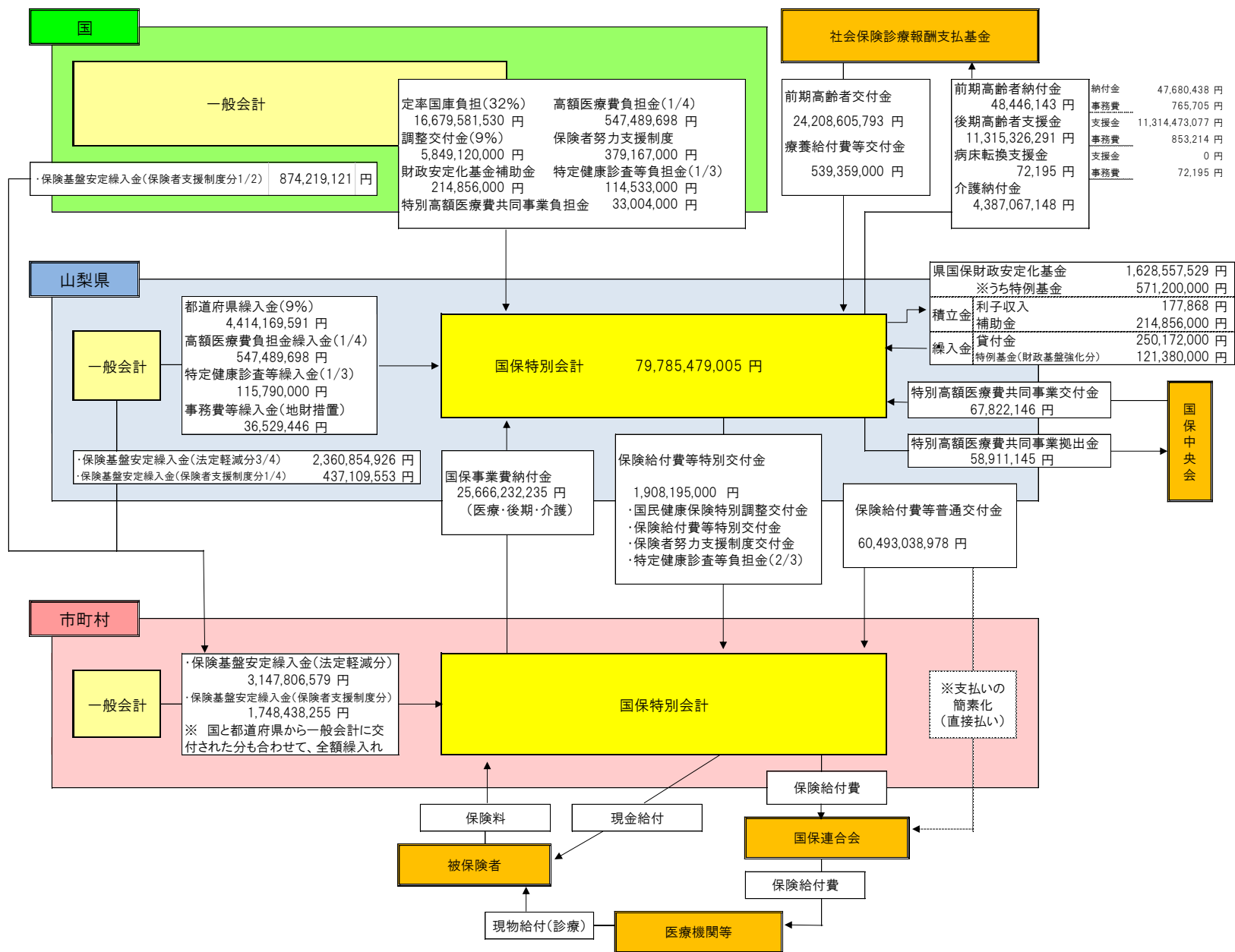
改革後

都道府県の国保特別会計



平成30年度山梨県国民健康保険特別会計の 決算状況

平成30年度 国民健康保険特別会計の基本的な枠組み（決算）



国民健康保険特別会計の決算概要

1. 決算の概要

- 歳入は約798億円、歳出は約787億円となり、約11億円の決算剰余金が生じた。
- 決算剰余金は、令和元年度国保特別会計への繰越金とする。

【クロス集計】

(単位:百万円)

歳入 歳出	合計	国保事業費 納付金	療養給付費等 交付金	前期高齢者 交付金	特別高額共同 事業交付金	国庫負担金	国庫補助金	財政安定化 基金利子収入	一般会計 繰入金	基金 繰入金
歳入計	79,785	25,666	539	24,209	68	17,375	6,443	0	5,114	372
保険給付費等普通交付金	60,493	18,638	491	23,308	42	11,146	3,967	0	2,780	121
保険給付費等特別交付金	1,908	0	0	0	0	115	905	0	889	0
介護納付金	4,387	1,931	0	272	0	1,404	386	0	395	0
前期高齢者納付金	48	0	0	48	0	0	0	0	0	0
後期高齢者支援金	11,315	5,097	48	581	0	3,605	970	0	1,014	0
病床転換支援金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特別高額共同事業拠出金	59	0	0	0	26	33	0	0	0	0
財政安定化基金	465	0	0	0	0	0	215	0	0	250
その他	37	0	0	0	0	0	0	0	37	0
歳出計	78,713	25,666	539	24,209	68	16,302	6,443	0	5,114	372
差引額	1,072	0	0	0	0	1,072	0	0	0	0

2.決算状況

区分		決算額(円)	構成比(%)
歳入	分担金 及び 負担金	①国保事業費納付金	25,666,232,235 32.17
		②療養給付費等交付金	539,359,000 0.68
		③前期高齢者交付金	24,208,605,793 30.34
		④特別高額共同事業交付金	67,822,146 0.09
	国庫支出金	⑤国庫負担金	17,374,608,228 21.78
		⑥国庫補助金	6,443,143,000 8.08
	財産収入	⑦財政安定化基金利子収入	177,868 0.00
	繰入金	⑧一般会計繰入金	5,113,978,735 6.41
		⑨基金繰入金	371,552,000 0.47
	計		79,785,479,005 100.00
歳出	①一般管理費	36,743,954 0.05	
	②国民健康保険運営協議会費	233,844 0.00	
	③保険給付費等普通交付金	60,493,038,978 76.85	
	④保険給付費等特別交付金	1,908,195,000 2.42	
	⑤介護納付金	4,387,067,148 5.57	
	⑥前期高齢者納付金	48,446,143 0.06	
	⑦後期高齢者支援金	11,315,326,291 14.38	
	⑧病床転換支援金	72,195 0.00	
	⑨特別高額共同事業拠出金	58,911,145 0.07	
	⑩保健事業費	80,642 0.00	
	⑪財政安定化基金積立金	215,033,868 0.27	
	⑫財政安定化基金支出金	250,172,000 0.32	
	計		78,713,321,208 100.00
収支差引額		1,072,157,797 -	

